<本報告書における用語について>

GE 社 : ゼネラル・エレクトリック・カンパニー社。ただし、本報告書では同社及びその子会社等を総称した名称として使用している。また、必要に応じ、子会社等を区別して表記する場合がある。

GEII 社 : ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク 社。ゼネラル・エレクトリック・カンパニー社の海外にお ける事業部門子会社である。

ひびの徴候:検査において「ひびの疑いのあるもの」として指摘された もの。本当にひびである場合もあれば、ひびではなく汚れ の付着等の場合もある。

ひび等 : 検査において「ひび」もしくは「ひびの徴候」として指摘 されたものを総称して使用している。

定期検査:発電所の各種設備のうち安全上・保安上重要なものについて、国が電気事業法に基づき定期的に行う検査。

自主点検 : 定期検査の実施に伴う発電所停止中に、事業者が自主保安 (自主検査) の観点から実施する点検や検査。

UT検査 : 超音波探傷検査。超音波を用いたひび等の検査のこと。

V T 検査:目視検査。原子炉内においては、水中カメラの画像による ひび等の検査(間接目視検査)のこと。

「安全上の問題がない」:

発生したトラブルが、放射能放出により環境に有意な影響を及ぼすような事故につながるおそれのないことをいう。